

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
総務部 総務課
TEL 0771-22-3131(代表)
京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——

- 亀岡市税条例施行規則の一部改正
(税務課) 2
- 亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部改正
(保険医療課) 6

—— 告 示 ——

- 公示送達 (保険医療課) 8
- 亀岡市低所得世帯支援給付金支給事務
実施要綱の一部改正 (地域福祉課) 8
- 公示送達 (保険医療課) 10
- 公示送達 (税務課) 11

—— 公 告 ——

- 農用地利用規程の認定 (農林振興課) 14
- 一般競争入札の執行 (財産管理課) 15
- 一般競争入札(条件付き)の執行
(契約検査課) 18
- 一般競争入札(条件付き)の執行
(契約検査課) 21
- 農用地利用集積計画の縦覧
(農林振興課) 25
- 亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 25

—— 任免及び辞令 ——

監査委員欄

—— 公 表 ——

- 令和5年度財政援助団体等監査 27
- 令和5年度定期監査及び行政監査 33

教育委員会欄

—— 教育長訓令 ——

- 亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の勤務に関する規程の一部改正 37

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨の訂正 38

農業委員会欄

—— 公 告 ——

- 令和6年1月定例総会の開催 38
- 令和6年2月定例総会の開催 39

上下水道部欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 40

規則

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第1号

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市税条例施行規則（昭和60年亀岡市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「市民税・府民税減免申請書」を「市民税・府民税（森林環境税）減免申請書」に改める。

別記様式目次中「市民税・府民税減免申請書」を「市民税・府民税（森林環境税）減免申請書」に改める。

別記第35号様式中「令和3年」を「 年」に、

「

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・府民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。

寄附金 あり なし ※ありの方は詳細を裏面に記入してください。※①

特定配当所得・特定株式等譲渡所得の課税方式の選択に関する事項

総合課税方式 分離課税方式 申告不要制度

※いずれにも☑がない場合は、「所得税と同じ課税方式」とみなします。

」

を

「

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・府民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。

寄附金 あり なし ※ありの方は詳細を裏面に記入してください。※①

」

に、

1.1 事業専従者に関する事項

Table with 6 columns: 氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 従事月数, 専従者給与(控除)額. Includes a summary row for total amount and a checkbox for tax recognition.

1.3 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

Table with 2 columns: 配当割額控除額 (円), 株式等譲渡所得割額控除額 (円).

1.2 別居の扶養親族等に関する事項

Table with 4 columns: 氏名, 個人番号, 生年月日, 住所.

1.4 寄附金に関する事項

Table with 2 columns: 寄附金控除額 (円), 寄附金控除額 (円). Includes checkboxes for specific categories like 都道府県、市区町村へ寄附した金額.

1.5 事業税に関する事項

Table with 6 columns: 非課税所得・旧非課税事業の所得など, 損益通算の特例適用前の不動産, 事業用資産の譲渡損失など, 資産の種類, 損失額・被災損失額(白), 開業年月日, 事業所所在地, 他都道府県の事務所等.

1.6 前年中に所得のなかった人の記入欄 (該当番号に○をして記入してください)

Table with 6 rows: 1. 学生 (年月日現在), 2. 生活保護 (年月日～年月日), 3. 失業中 (無職期間), 4. 扶養されていたその人の氏名, 5. 非課税年金を受給していた (老齢福祉年金・遺族年金・障害年金・傷病年金等) 収入金額, 6. その他昨年の生活状況.

1.7 住所が亀岡市外にある方で、市内に家屋敷(事業所)を有する方の申告欄

Table with 2 columns: 市内に住所がなく事務所・事業所又は家屋敷を有する人(該当を○で囲んでください), 事務所事業所家屋敷数, 前年の所得金額.

1.8 所得金額調整控除に関する事項

Table with 6 columns: 氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 特別障害者に該当する場合, 別居の場合の住所.

を

1.1 事業専従者に関する事項

Table with 6 columns: 氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 従事月数, 専従者給与(控除)額. Includes a summary row for total amount and a checkbox for tax recognition.

1.3 寄附金に関する事項

Table with 2 columns: 寄附金控除額 (円), 寄附金控除額 (円). Includes checkboxes for specific categories like 都道府県、市区町村へ寄附した金額.

1.2 別居の扶養親族等に関する事項

Table with 5 columns: 氏名, 個人番号, 生年月日, 住所, 国外居住. Includes checkboxes for 配偶者, 留学, 障害者, 30歳未満又は70歳以上, 38万円以上の支払.

1.4 事業税に関する事項

Table with 6 columns: 非課税所得・旧非課税事業の所得など, 損益通算の特例適用前の不動産, 事業用資産の譲渡損失など, 資産の種類, 損失額・被災損失額(白), 開業年月日, 事業所所在地, 他都道府県の事務所等.

1.5 前年中に所得のなかった人の記入欄 (該当番号に○をして記入してください)

Table with 6 rows: 1. 学生 (年月日現在), 2. 生活保護 (年月日～年月日), 3. 失業中 (無職期間), 4. 扶養されていたその人の氏名, 5. 非課税年金を受給していた (老齢福祉年金・遺族年金・障害年金・傷病年金等) 収入金額, 6. その他昨年の生活状況.

1.6 住所が亀岡市外にある方で、市内に家屋敷(事業所)を有する方の申告欄

Table with 2 columns: 市内に住所がなく事務所・事業所又は家屋敷を有する人(該当を○で囲んでください), 事務所事業所家屋敷数, 前年の所得金額.

1.7 所得金額調整控除に関する事項

Table with 6 columns: 氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 特別障害者に該当する場合, 別居の場合の住所.

に改める。

別記第35号の2様式を次のように改める。

第35号の2様式（第19条関係）

年度分 市民税 申告書（分離課税等用）
府民税

フリガナ	生年月日
氏名	・

2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額
		円	円	円
		特例適用 条文		

1 収入金額	短期譲渡	一般分	サ	円
		軽減分	シ	
	長期譲渡	一般の譲渡	ス	
		優良住宅地等に 係る譲渡	セ	
		居住用財産の 譲渡	ソ	
		一般株式等の譲渡	タ	
		上場株式等の譲渡	チ	
	先物取引	ツ		

この申告書（分離課税等用）は、市民税・府民税申告書と一緒に提出してください。

3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

所得の種類	種 目			必要経費
	事業	譲渡	雑	円
	事業	譲渡	雑	
	事業	譲渡	雑	
	特例適用条文			

4 所得金額	短期譲渡	一般分	052	円
		軽減分	053	
	長期譲渡	一般の譲渡	054	
		優良住宅地等に 係る譲渡	056	
		居住用財産等 の譲渡	063	
		一般株式等の譲渡	050	
		上場株式等の譲渡	077	
	先物取引	076		

5 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

A 給与収入金額	B 特定支出の金額の 合計額	所得金額=A- {給与所得控除額+ (B-給与所得控除額の1/2)}
円	円	円

6 山林所得・退職所得に関する事項

山 林	A 収入金額		B 必要経費		C 特別控除額	D 青色申告特別控除額	057 所得金額 (A-B-C-D)
	円		円		円	円	円
退 職	A 収入金額	勤続年数	退職の区分	B 退職所得控除額	C 差引 (A-B)	所得金額 (C×1/2)	
	円	年 (年月間)	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 障害	円	円	円	

別記第46号様式を次のように改める。

第46号様式（第24条関係）

市民税・府民税（森林環境税）減免申請書						
						年 月 日
(宛先) 亀岡市長						
申請者 住 所 氏 名 電話番号						
次の理由により市・府民税（森林環境税）を減免していただきますよう関係書類を添えて申請します。						
年度		通知書番号		納付すべき額		円
徴収区分	1 普通徴収	1 期 分 (月分)	2 期 分 (月分以降)	3 期 分	4 期 分	
	2 特別徴収	円	円	円	円	円
	3					
減免事項 (該当番号に○)	1 生活保護法の規定による保護を受ける者					
	2 所得税法第2条第1項第32号に規定する勤労学生である者					
	3 公益社団法人及び公益財団法人					
	4 震災、風水害、火災その他これに類する災害を受けた者					
	5 当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者					
	6 その他 ()					
理由 (詳細に記入すること)						

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年度の市民税及び府民税の課税分から適用する。

「揭示済」

亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第2号

亀岡市国民健康保険条例施行規則
の一部を改正する規則

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第25条―第29条」を「第25条―第30条」に、「第30条」を「第31条」に改める。

第7章中第30条を第31条とする。

第6章中第29条を第30条とする。

第28条中「別記第23号様式」を「別記第24号様式」に改め、同条を第29条とし、第27条を第28条とする。

第26条中「別記第22号様式」を「別記第23号様式」に改め、同条を第27条とし、第25条の次に次の1条を加える。

第26条 条例第20条の4の規定による保険料の減額の措置を受けようとする者は、別記第22号様式による届出書を提出しなければならない。

別記第23号様式中「（第28条関係）」を「（第29条関係）」に、「1年」を「年月日」に改め、同様式を別記第24号様式とする。

別記第22号様式中「（第26条関係）」を「（第27条関係）」に改め、同様式を別記第23号様式とし、別記第21号様式の次に次の

1様式を加える。

第22号様式（第26条関係）

産前産後期間に係る保険料軽減届出書		
<p>亀岡市国民健康保険条例第20条の4第1項に規定する出産被保険者について、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>（宛先）亀岡市長 〒</p> <p style="text-align: right;">届出人 住 所.....</p> <p style="text-align: right;">氏 名.....</p> <p style="text-align: right;">電話番号..(.....) -</p>		
世 帯 主	被保険者 記号・番号	亀 -
	ふりがな 氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	<input type="checkbox"/> 届出人と同じ
	個人番号	
出産する方又は出産した方	<input type="checkbox"/> 世帯主と同じ	
	ふりがな 氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	<input type="checkbox"/> 届出人と同じ
	個人番号	
出産の予定日又は出産日	年 月 日	
単胎妊娠又は多胎妊娠の別	単胎 ・ 多胎	
<p><注意事項></p> <p>1 この届出は、出産の予定日の6月前から行うことができます。</p> <p>2 出産後にこの届出書を提出する場合は、出産日を記入してください。</p> <p>3 以前にお住まいの市町村において産前産後期間の保険料の減額について届け出ていた場合は、その際に届け出た出産の予定日又は出産日を記入してください。</p> <p>4 届出に当たっては、この届出書に次に掲げる書類を添えてください。</p> <p>(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類（出産後に届出を行う場合は、出産日を明らかにすることができる書類）</p> <p>(2) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別を明らかにすることができる書類</p> <p>(3) 出産後に届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子の身分関係を明らかにすることができる書類</p>		

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の亀岡市国民健康保険条例施行規則第26条の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第1号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年1月4日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和5年度

後期高齢者医療保険料督促状5期分

2 送達を受けるべき者

No.	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「掲示済」

亀岡市告示第2号

亀岡市低所得世帯支援給付金支給事務実施要綱（令和5年亀岡市告示第132号）の一部を次のように改正する。

令和6年1月15日

亀岡市長 桂川孝裕

第1条中「令和5年度の」を削る。

第2条中「支給される」の次に「次の各号に掲げる」を加え、次の各号を加える。

(1) 令和5年7月1日から実施する亀岡市低所得世帯支援給付金（以下「第1次給付金」という。）

(2) 令和6年2月1日から実施する亀岡市低所得世帯支援給付金（物価高騰対応）（以下「第2次給付金」という。）

第3条第1項中「低所得世帯支援給付金」を「第1次給付金」に改め、「（以下「支給対象者」という。）」を削り、「基準日」を「第1次基準日」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第2次給付金の支給対象者については、前項の規定を準用する。この場合において、前項中「第1次給付金」とあるのは「第2次給付金」と、「令和5年6月1日」とあるのは「令和5年12月1日」と、「第1次基準日」とあるのは「第2次基準日」と、それぞれ読み替えるものとする。

第4条中「前条の規定により支給対象者に対して支給する低所得世帯支援給付金の金額」を「第1次給付金の支給額」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第2次給付金の支給額は、1世帯当たり70,000円とする。

第6条第1項中「亀岡市低所得世帯支援給付金支給要件確認書」を「支給要件確認書」に改める。

第7条第2項中「亀岡市低所得世帯支援給付金受給辞退の届出書による」及び「亀岡市低所得世帯支援給付金支給口座変更等の届出書による」を削る。

第10条第1項中「低所得世帯支援給付金」を「第1次給付金」に改め、同条第2項中「確認書等」を「第1次給付金に係る確認書等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第2次給付金の申請受付開始日は、令和6年2月1日とする。

4 第2次給付金に係る確認書等の提出期限は、令和6年3月29日とする。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。

第13条中「第10条第2項」の次に「又は第4項」を加える。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和6年9月30日」に改める。

別記第1項第1号ア及びイ以外の部分中「基準日」の次に「（第1次基準日又は第2次基準日をいう。以下同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から実施する。

（準備行為）

2 この要綱の実施のために必要な行為は、この要綱の実施の前においても行うことができる。

「揭示済」

亀岡市告示第3号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年1月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	令和5年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	令和5年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	令和5年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	令和5年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和5年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和5年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和5年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和5年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和5年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和5年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和5年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	令和5年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	令和5年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	令和5年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	令和5年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	令和5年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略

17	督促状	令和5年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	令和5年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	令和5年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	令和5年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	令和5年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
22	督促状	令和5年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
23	督促状	令和5年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
24	督促状	令和5年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
25	督促状	令和5年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
26	督促状	令和5年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
27	督促状	令和5年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
28	督促状	令和5年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
29	督促状	令和5年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
30	督促状	令和5年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
31	督促状	令和5年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第4号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在不明又は外国においてすべき送達が困難であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年1月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住所	氏名
1	令和5年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
2	令和5年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
3	令和5年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
4	令和5年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
5	令和5年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
6	令和5年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
7	令和5年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
8	令和5年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
9	令和5年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
10	令和5年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
11	令和5年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
12	令和5年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
13	令和5年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
14	令和5年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
15	令和5年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
16	令和5年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
17	令和5年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
18	令和5年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
19	令和5年度 督促状 軽自動車税 (種別割)	省略	省略
20	令和5年度 督促状 軽自動車税 (種別割)	省略	省略
21	令和5年度 督促状 軽自動車税 (種別割)	省略	省略
22	令和5年度 督促状 軽自動車税 (種別割)	省略	省略
23	令和5年度 督促状 軽自動車税 (種別割)	省略	省略

24	令和5年度 督促状 軽自動車税 (種別割)	省略	省略
25	令和5年度 督促状 軽自動車税 (種別割)	省略	省略
26	令和5年度 督促状 軽自動車税 (種別割)	省略	省略
27	令和5年度 督促状 軽自動車税 (種別割)	省略	省略
28	令和5年度 督促状 軽自動車税 (種別割)	省略	省略
29	令和5年度 督促状 軽自動車税 (種別割)	省略	省略
30	令和5年度 督促状 軽自動車税 (種別割)	省略	省略
31	令和5年度 督促状 軽自動車税 (種別割)	省略	省略
32	令和5年度 督促状 軽自動車税 (種別割)	省略	省略
33	令和5年度 督促状 軽自動車税 (種別割)	省略	省略
34	令和5年度 督促状 軽自動車税 (種別割)	省略	省略
35	令和5年度 督促状 軽自動車税 (種別割)	省略	省略
36	令和5年度 督促状 軽自動車税 (種別割)	省略	省略
37	令和5年度 督促状 軽自動車税 (種別割)	省略	省略
38	令和5年度 督促状 軽自動車税 (種別割)	省略	省略
39	令和5年度 督促状 軽自動車税 (種別割)	省略	省略
40	令和5年度 督促状 軽自動車税 (種別割)	省略	省略
41	令和5年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
42	令和5年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
43	令和5年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
44	令和5年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
45	令和5年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
46	令和5年度 督促状 固定資産税 第4期	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第1号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第1項の規定により、令和5年12月1日付けで認定申請のあった馬路町特定農用地利用規程については、これを認定したので、同条第8項の規定により公告する。

令和6年1月11日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市公告第2号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和6年1月16日

亀岡市長 桂川孝裕

入札事項	亀岡市公有地の売却（元保津8区農機具保管庫及び珠算教室の跡地） 売却する物件：亀岡市保津町上火無28番42 宅地 754.36㎡（実測）
入札日時及び 入札場所	令和6年3月19日（火曜日） 入札：午前10時から午前10時40分まで 開札：午前11時から 場所：亀岡市役所4階入札室
入札参加資格	日本国内に居住している者。ただし、次のアからオまでに該当する者は参加できない。 ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者 イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者 ウ 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等並びにこれらの者の依頼を受けて市有地等の売買契約をしようとする者 エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する者 オ 亀岡市税に滞納がある者
参加申込み	この入札に参加を希望する場合は、事前の申込みを必要とする。
参加申込受付 期間及び場所	参加申込みは、次の期間内に亀岡市役所1階財産管理課（14番窓口）にて受け付ける。 令和6年1月22日（月曜日）から令和6年2月15日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
実施要領及び 入札参加申込 書等の配布	「亀岡市公有地の売却について（亀岡市保津町上火無28番42）：実施要領【令和6年3月19日入札実施】」として、令和6年1月16日（火曜日）から亀岡市ホームページにて配布する。入手できない場合は亀岡市財産管理課に問い合わせること。
予定価格（最 低売却価格） の有無	予定価格（最低売却価格）を次のとおり設定する。 12,000,000円

土地の利用及び留意事項

入札する物件は、次の土地利用条件等が付される。

ア 本物件は市街化調整区域内にあるが、自己用住宅などの指定用途の建築物の立地（開発・建築許可）を可能とする「既存集落まちづくり区域指定制度」の指定区域であるため、自己用住宅などの建築が検討できる土地。当該地での建築に係る計画や申請などに際しては、必ず事前に亀岡市都市計画課に相談の上、都市計画法の開発許可制度に係る協議や手続を進めること。

イ 土地利用に関する主な用途：定住やUターンなどの移住促進のため、自己用住宅又は非自己用住宅を建築すること。ただし、店舗、事務所等を建築する場合は、住宅を併設すること。なお、閑静な住宅街であることから、工作機械等、騒音や振動により周辺環境に影響を及ぼすものは設置できない。周辺地域の生産環境、業務環境又は居住環境と調和した自己用住宅等の建築を購入者が事業主として行うこととし、購入者自らが一切建築に着手することなく第三者に譲渡することは固く禁ずる。概ね3年以内に住宅にて利用し、事業用地のみの利用は対象外とする。

ウ 給水に関する条件：北側市道内には配水管（H P P E φ 5 0 mm）が布設されている。当該地の北東部市道側にφ 1 3 mmの給水引込みがあり、開栓手続により水道の使用が可能。別途給水装置工事（新設・改造・撤去）を行う場合は、工事費及び申込み時に加入金や申請手数料が必要。土地利用の状況に応じて関係課と十分協議、調整を行うこと。

エ 下排水に関する条件：北側市道側に公共汚水樹が2箇所設置されている。別途公共汚水樹の新設、改修、撤去及び宅地内排水設備工事を行う場合は関係課と十分協議、調整を行うこと。なお、当該地の受益者負担金は完納されている。

オ 都市計画法、建築基準法、建築基準法施行条例（京都府）、亀岡市宅地開発等に関する条例など亀岡市の関係条例、その他全ての関係法令等を遵守するとともに、土地利用の状況に応じて関係機関、関係課等と十分協議、調整の上、適切に処理すること。

カ 本物件は契約締結時における現状有姿のまま売り渡す。ただし、北西角に設置している亀岡市掲示板については、亀岡市で撤去する。

キ 本物件は、土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は行ってない。各調査を実施する必要がある場合は、買受人の費用負担で行うこと。また、これらに関して本物件の引渡し後に不測の損害が生じた場合でも、亀岡市は一切の責任を負わない。

ク 本物件は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域（土石流）に指定されている。

ケ 本物件は、引渡しの日から2年間に限り民法第562条から第564条までに定める契約不適合責任を負う。

	<p>コ 土地利用、工事等にあたり、近隣住民に対して誠意をもって対応することとし、亀岡市は関与しない。なお、工事等に伴う騒音、振動、埃等及び新施設を建設したことに起因する電波障害、風害、日影等の周辺への影響については、購入者の責任において対応すること。</p> <p>サ 接道条件や敷地内の高低差などを含め、現地及び周辺環境の状況を購入者自身で確認の上、入札参加すること。</p>
土地の用途制限	<p>入札する物件は、売買契約書において次の用途制限が付される。</p> <p>ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に供しないこと。</p> <p>イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第4項から第11項までに規定する風俗関連営業の用途に供しないこと。</p>
無効な入札	<p>次の入札は無効とする。</p> <p>ア 入札参加資格のない者がした入札</p> <p>イ 指定の時刻までに提出しなかった入札</p> <p>ウ 所定の入札書によらない入札</p> <p>エ 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札</p> <p>オ 入札者又はその代理人が同一の入札について、2枚以上の入札をした場合のその全部の入札</p> <p>カ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合のその全部の入札</p> <p>キ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が識別できない入札</p> <p>ク 入札金額を訂正した入札</p> <p>ケ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札</p> <p>コ 指定の日時までに事前申込みをしなかった者がした入札</p>
落札者の決定方法	<p>予定価格（最低売却価格）以上の額の入札のうち、最高額で入札した者を落札者とする。同額の入札をした者が二人以上あるときは「くじ」による。</p>
入札保証金及び契約保証金	<p>入札保証金（現金又は小切手）は入札額の5%以上、契約保証金は契約金額の10%以上とする。</p>
その他	<p>入札に関する注意事項、契約に関する注意事項、物件情報等は「亀岡市公有地の売却について（亀岡市保津町上火無28番42）：実施要領【令和6年3月19日入札実施】」で確認し、全て承知、承諾の上、入札参加すること。</p>
問い合わせ先	<p>亀岡市会計管理室財産管理課 電話0771-25-5160</p>

「揭示済」

亀岡市公告第3号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年1月16日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | | |
|----------------|---|----------|-------------|
| (1) 工事番号 | 水配替第6号 | | |
| (2) 工事名 | 市道保津外環状線道路改良工事に伴う配水管移設工事 | | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市保津町地内 | | |
| (4) 工事種別 | 水道施設工事 | | |
| (5) 工事概要 | 配水管布設 | HPPE φ75 | 1工区 L=26.1m |
| | | HPPE φ50 | 2工区 L=28.1m |
| | | | 3工区 L=39.2m |
| | 給水管布設 | | 1戸 |
| | 撤去工 | | 1式 |
| (6) 予定価格（税込） | 8,756,000円 | | |
| | 【入札書比較価格（税抜） 7,960,000円】 | | |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から90日間 | | |
| (8) 部分払 | 無 | | |
| (9) 前金払 | 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。） | | |
| (10) 最低制限価格 | 採用 | | |
| (11) 入札保証金 | 免除 | | |
| (12) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 | | |
| (13) 支給材料及び貸与品 | 無 | | |
| (14) 契約書の要否 | 要 | | |

2 入札参加資格要件

- (1) 令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「B等級」に認

定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書（特記仕様書 3. 配水管技能者の資格）及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した水道施設工事（B等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（B等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (5) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したものと契約変更の増減額は対象外とする。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用

関係があることをいう。)

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年1月16日(火) 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年1月16日(火) 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年1月22日(月) 午前9時から午後5時まで 令和6年1月23日(火) 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年1月24日(水) 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年1月19日(金)午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年1月25日(木)午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年1月29日(月) 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和6年1月31日(水) 午前9時から午後5時まで 令和6年2月1日(木) 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和6年2月2日(金) 午前10時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第4号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年1月16日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 5ス第1号
- (2) 工事名 亀岡国際広場球技場テニスコート改修工事
- (3) 工事場所 亀岡市宮前町神前地内
- (4) 工事種別 土木一式工事
- (5) 工事概要 グラウンド・コート舗装工
グラウンド・コート施設整備工

構造物撤去工

公園施設等撤去・移設工

- (6) 予定価格（税込） 33,178,200円
 【入札書比較価格（税抜） 30,162,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から令和6年3月31日まで
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
- （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

(4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。)

(5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

(※受注件数とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。)

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年1月16日（火） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年1月16日（火） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年1月22日（月） 午前9時から午後5時まで 令和6年1月23日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年1月24日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年1月19日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年1月25日（木）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年1月29日（月） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和6年1月31日（水） 午前9時から午後5時まで 令和6年2月1日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和6年2月2日（金） 午前11時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第5号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和6年1月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和6年1月17日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第6号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和6年1月30日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和6年1月30日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

任免及び辞令

野々村 誠 一
亀岡市教育委員会委員に任命します
令和6年1月1日

井内 廣 樹
亀岡市環境審議会委員の委嘱を解きます
令和6年1月9日

俣野 和 俊
亀岡市環境審議会委員に委嘱します

谷口 貢
大西 正 夫
(各 通) 坂本 雅 子
米津 シヅ子
西田 英 二

亀岡市営住宅入居者選考審議会委員に委嘱しま
す
任期は令和8年1月9日までとします
令和6年1月10日

八木 政 彦
(各 通) 八木 承 昭
八木 敏 夫
八木 一 生
亀岡市川関財産区管理会委員に選任します
令和6年1月26日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年1月31日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 小川克己

第1 監査の概要

1 監査の種類 令和5年度財政援助団体等監査

2 監査の対象年度 令和4年度

3 監査の対象

- (1) 亀岡ふるさとエナジー株式会社、公益財団法人環境かめおか、公益財団法人生涯学習かめおか財団及び一般社団法人かめおかコンベンションビューローの財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について
- (2) 環境先進都市推進部環境政策課、資源循環推進課及び生涯学習部市民力推進課の財政的援助等に係る事務の執行について

4 監査の着眼点

(1) 出資団体

亀岡市が出資している団体について、設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。また、出納その他の事務の執行が適正に行われているか。

(2) 財政援助団体

亀岡市が補助金等の財政的援助を行っている団体について、財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか。

(3) 公の施設の指定管理者

亀岡市が公の施設の管理を行わせている団体について、公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

令和4年度に亀岡市から監査対象団体へ交付された補助金等の中から抽出して監査を行った。監査対象団体及び所管課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、関係職員から事務の執行状況を聴取し、監査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所 監査委員室及び監査対象団体会議室等

(2) 監査日程

団体名	監査期間	ヒアリング実施日
亀岡ふるさと エナジー株式会社	令和5年 9月15日から 令和5年11月17日まで	令和5年10月17日
公益財団法人 環境かめおか		
公益財団法人 生涯学習かめおか財団	令和5年10月19日から 令和5年12月13日まで	令和5年11月13日
一般社団法人かめおか コンベンションビューロー		

第2 監査の結果

1 亀岡ふるさとエナジー株式会社の概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

亀岡ふるさとエナジー株式会社（以下「ふるさとエナジー」という。）は、エネルギーの地産地消による地域振興を図ることを目的とし、主に次の事業を行っている。

- 小売電気事業及びその仲介・取次事業
- 発電事業
- 送配電事業
- 熱供給及び熱利用事業
- エネルギー事業全般に関する役務及びサービスの提供
- エネルギー資源、エネルギー全般及びサービスの提供
- エネルギー事業全般に係る機器、設備及び環境価値全般の取引事業に関する業務
- 省エネルギー事業
- 前各号の事業及び環境保全に関するエンジニアリング、コンサルティング及び技術・ノウハウ・情報の販売
- 新事業やまちづくりなど地域復興に関するコンサルティング及び事業
- 前各号に附带関連する事業

イ 組織（令和5年3月31日現在）

- 役員 取締役 2人

監査役 1人

(2) 出資金の概要

亀岡市からふるさとエナジーへ出資された出資金総額は4,000,000円で、全額が平成29年度に出資されたものである。

○資本金 8,000,000円

○本市の出資状況 4,000,000円（出資比率 50%）

(3) 監査の結果

ア ふるさとエナジーに対する監査の結果

監査の結果は、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

イ 環境先進都市推進部環境政策課に対する監査の結果

監査の結果は、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

2 公益財団法人環境かめおかの概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

公益財団法人環境かめおか（以下「環境かめおか」という。）は、亀岡市における一般廃棄物の排出抑制、分別排出の徹底及び循環による資源の有効な再生利用を推進するとともに適正な処理を通じて、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保し、人と環境にやさしい持続可能な循環型社会の形成に寄与することを目的とし、主に次の事業を行っている。

○環境意識の啓発及び環境教育の支援に関する事業

○不法投棄の防止等生活環境の保全に関する事業

○一般廃棄物の処理に関する事業

（ごみ収集運搬業務、し尿収集運搬業務）

イ 組織（令和5年3月31日現在）

○評議員 6人

○役員 理事 6人

（うち理事長1人、常務理事1人）

※常務理事は事務局長、総務課長を兼務

監事 2人

○事務局 事務局長 1人（兼務）

課長 3人（うち1人は兼務）

課長補佐 3人（係長兼務）

係長 5人

主任 18人
 係員 22人
 再任用職員 5人

(2) 補助金の概要

令和4年度に亀岡市から環境かめおかへ交付された補助金総額は393,592,251円で、うち監査対象とした補助金は次のとおりである。

(単位：円)

補助金名称	補助金額	補助内容
公益財団法人亀岡市 環境事業公社運営 補助金	332,395,284	ごみ収集運搬業務に係る 人件費
	61,196,967	し尿収集運搬業務に係る 人件費

(3) 監査の結果

ア 環境かめおかに対する監査の結果

監査の結果は、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

イ 環境先進都市推進部資源循環推進課に対する監査の結果

監査の結果は、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

3 公益財団法人生涯学習かめおか財団の概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

公益財団法人生涯学習かめおか財団（以下「かめおか財団」という。）は、地域住民の自発性に基づく生涯にわたる学習要求等に応えるため、生涯学習の機会や情報の提供、住民の交流活動の支援、促進等必要な事業を行い、もって、生涯学習の推進及び協働のまちづくりの推進に寄与することを目的とし、主に次の事業を行っている。

○生涯学習事業

・講演会事業

コレージュ・ド・カメオカ、丹波学トーク、市民大学、輝きフォーラム

・文化・芸術振興事業

七夕コンサート、市民文化祭、市美術展、つながるフェスタ

・講習会事業

オカリナ演奏講座

- ・啓発支援事業
生涯学習事業助成
かめおか市民活動推進センター運営支援
- ・国際交流事業
亀岡国際交流協会事業

(2) 補助金の概要

令和4年度に亀岡市から生涯学習かめおか財団へ交付された補助金総額は57,987,866円で、うち監査対象とした補助金は次のとおりである。

(単位：円)

補助金名称	補助金額	補助内容
公益財団法人生涯学習かめおか財団補助金	57,987,866	財団の運営管理及びガレリアかめおかでの事業に係る人件費及び事務費

(3) 監査の結果

ア 生涯学習かめおか財団に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

補助金に係る出納事務について、次のような事例が見受けられた。

- (ア) 生涯学習事業助成金の交付に係る実績報告書において、添付されている領収書に領収理由が記載されていないものがあった。

適正な事務処理をされたい。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

イ 生涯学習部市民力推進課に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

補助金に係る出納事務について、次のような事例が見受けられた。

- (ア) 生涯学習事業助成金の交付に係る実績報告書において、添付されている領収書に領収理由が記載されていないものがあった。

適正な事務処理を行うよう改善指示されたい。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

4 一般社団法人かめおかコンベンションビューローの概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

一般社団法人かめおかコンベンションビューロー（以下「コンベンションビューロー」という。）は、亀岡市域の豊かな自然、歴史文化、伝統的行催事及び産業・農林水産業その他の多様な地域資源を生かして、市内及び国内外の会議・会合、イベント、コンベン

ション及び展示会・見本市等の誘致及び開催支援を行い、もって地域経済の活性化とまちづくりの推進に寄与することを目的とし、主に次の事業を行っている。

- 亀岡市が設置するガレリアかめおかその他のコンベンション等関連施設の管理運営
- コンベンション等の誘致及びそのための広報宣伝
- コンベンション等の開催を支援するための各種サービスの提供
- 自主的なコンベンション等の開催
- その他目的を達成するために必要な事業

イ 組織（令和5年3月31日現在）

- 役員 理事 8人
（うち理事長1人、副理事長2人、専務理事1人）
- 監事 2人
- 事務局 事務局長 1人（課長兼務）
- 課長 2人（うち1人は兼務）
- 主幹 4人
- 嘱託職員 3人
- 臨時職員等 8人
（うち生涯学習かめおか財団からの出向者 5人）

(2) 補助金の概要

令和4年度に亀岡市からコンベンションビューローへ交付された補助金総額は5,950,269円で、うち監査対象とした補助金は次のとおりである。

(単位：円)

補助金名称	補助金額	補助内容
電力等価格高騰支援補助金	4,499,319	電力等の物価高騰の影響を受けた施設の支援

(3) 指定管理料の概要

令和4年度に亀岡市からコンベンションビューローへ支払われた、ガレリアかめおかに係る指定管理料は、234,632,000円である。

その内訳としては、人件費（職員給与等）、事務費（通信運搬費、消耗品費等）、管理費（光熱水費、委託費、修繕料等）となっている。

(4) 監査の結果

ア コンベンションビューローに対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

指定管理料に係る出納事務について、次のような事例が見受けられた。

(ア) ガレリアかめおか施設使用料等の現金の管理について、金庫への入出金額及び残高を確認する体制がとられていなかった。

現金の管理に際しては、管理台帳を作成し、入出金額及び残高を複数人で確認する体制を整備されたい。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

イ 生涯学習部市民力推進課に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

指定管理料に係る出納事務について、次のような事例が見受けられた。

- (ア) ガレリアかめおか施設使用料等の現金の管理について、金庫への入出金額及び残高を確認する体制がとられていなかった。

現金の管理に際しては、管理台帳を作成し、入出金額及び残高を複数人で確認するよう指導されたい。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

「揭示済」

亀岡市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、2項及び第4項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年1月31日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 小川克己

1 監査の種類

令和5年度定期監査及び行政監査

2 監査の対象

監査対象課等に係る令和5年度の事務の執行及び財務に関する事務の執行について

3 監査の着眼点

市の事務の執行及び財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係各課長等への聴取を行っ

た。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

監査委員室

(2) 監査日程

対象課等	監査期間	ヒアリング実施日
○環境先進都市推進部 環境政策課 資源循環推進課 ○教育部 教育総務課 学校教育課 社会教育課 歴史文化財課 教育機関 (学校給食センター 図書館 文化資料館 みらい教育リサーチセンター)	令和5年 9月13日から 令和5年11月17日まで	令和5年10月 3日 令和5年10月 4日
○生涯学習部 人権啓発課 市民力推進課 文化国際課 生涯スポーツ課 ○総務部 総務課 自治防災課 契約検査課 ○公平委員会事務局 ○監査委員事務局(固定資産評価審査委員会含む)	令和5年10月13日から 令和5年12月13日まで	令和5年11月10日 令和5年11月13日

6 監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 環境先進都市推進部

以下の各課に係る令和5年7月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 環境政策課

特に指摘する事項はなかった。

イ 資源循環推進課

(ア) 一般廃棄物処理手数料の納入通知書において、納期限に誤りがあった。

亀岡市財務規則には、納期限は原則として納入通知書の発行日から14日以内とし、休日に当たるときは、その翌日としなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(2) 教育部

以下の各課等に係る令和5年7月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 教育総務課

(ア) 学校施設使用料の徴収について、調定金額に一部誤りがあった。

地方自治法施行令には、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者

等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) 学校施設の使用について、使用許可書等を確認したところ、摩擦熱で消えるペンが使用されているものが見受けられた。

提出された書類の確認を十分に行い、不備がある場合は指導するなど、適正な事務処理をされたい。

イ 学校教育課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 社会教育課

特に指摘する事項はなかった。

エ 歴史文化財課

特に指摘する事項はなかった。

オ 学校給食センター

特に指摘する事項はなかった。

カ 図書館

特に指摘する事項はなかった。

キ 文化資料館

特に指摘する事項はなかった。

ク みらい教育リサーチセンター

特に指摘する事項はなかった。

(3) 生涯学習部

以下の各課に係る令和5年8月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

ア 人権啓発課

特に指摘する事項はなかった。

イ 市民力推進課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 文化国際課

特に指摘する事項はなかった。

エ 生涯スポーツ課

特に指摘する事項はなかった。

(4) 総務部

以下の各課に係る令和5年8月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

ア 総務課

特に指摘する事項はなかった。

イ 自治防災課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 契約検査課

特に指摘する事項はなかった。

(5) 公平委員会事務局

令和5年8月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

(6) 監査委員事務局

令和5年8月末現在における監査委員事務局及び固定資産評価審査委員会に係る財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

7 意見

以上が、環境先進都市推進部等における令和5年度の財務に関する事務の執行等について監査した結果である。

なお、今回の監査では、関係する委員会で任命された監事による監査済みの財務書類において、計数誤りではないが、数値の根拠が整理されていない箇所が見受けられた。

監査におけるチェック機能の強化や適正な財務諸表の作成が、公金に対する市民の信頼確保に繋がるものであることから、今後はその正確性を担保するため、適切な監査手法に基づいた公正で透明な取組みを積極的に導入し、会計監査の品質を向上させるよう努めて

いただきたい。

「揭示済」

教育委員会欄

教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第1号

庁中一般

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年1月1日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年亀岡市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表(14)の項中「1日90分（配偶者のない職員等）」を「1日90分（配偶者のない職員その他京都府人事委員会が別に定める職員（以下この項において「配偶者のない職員等」という。））」に、「1回30分（配偶者のない職員等）にあつては、120分）を下らず、合計90分を超えない期間」を「1日30分を下らず、合計して1日90分（配偶者のない職員等）にあつては、120分）を超えない範囲内の期間」に改め、同表(17)の項中

「1年について7日（当該子を2人養育する職員にあつては、10日。当該子を3人以上養育する職員にあつては、10日に当該子の数から2を減じた数を加えた日数）（当該子のうちに3歳に満たない子がいる職員にあつては、これらの日数に1を加えた日数）以内でその都度必要と認められる期間」

を

「1年について次に掲げる日数（配偶者のない職員その他京都府人事委員会が別に定める職員にあつては、当該日数に1を加えた日数）以内でその都度必要と認められる期間

- (1) 当該子を1人養育する職員にあつては、7日（当該子が3歳に満たない子である職員にあつては、8日）
- (2) 当該子を2人養育する職員にあつては、10日（当該子のうちに3歳に満たない子がいる職員にあつては、11日）
- (3) 当該子を3人養育する職員にあつては、10日に当該子の数から2を減じた数を加えた日数（当該子のうちに3歳に満たない子がいる職員にあつては、当該日数に1を加えた日数）」

に改める。

附 則

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第1号

令和5年1月22日執行の亀岡市議会議員一般選挙における候補者林徹司から選挙運動に関する収支報告書の訂正の報告があったため、令和5年亀岡市選挙管理委員会告示第56号により公表した収支報告書の要旨の一部を次のとおり訂正する。

令和6年1月26日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨の候補者林徹司（第1回分）の期間の項中「令和4年12月9日から」を「令和4年12月11日から」に改める。

「揭示済」

農業委員会欄

公告

亀岡市農業委員会公告第1号

令和6年1月定例総会を下記のとおり公告する。

令和6年1月4日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

- 1 日時
令和6年1月10日（水）
午後1時30分から
- 2 場所
亀岡市役所 3階
302・303会議室
- 3 議題
 - ・第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第3号議案 非農地証明交付について
 - ・第4号議案 令和6年2月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・利用権設定）
 - ・報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について
 - ・報告第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

- ・報告第3号 農地法第4条第1項第8号の適用除外届出書の受理について

「揭示済」

- ・報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- ・報告第2号 農地法第4条第1項第8号の適用除外届出書の受理について

「揭示済」

亀岡市農業委員会公告第2号

令和6年2月定例総会を下記のとおり公告する。

令和6年1月31日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

1 日 時

令和6年2月5日（月）
午後1時30分から

2 場 所

亀岡市役所 3階
302・303会議室

3 議 題

- ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
- ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- ・第4号議案 非農地証明交付について
- ・第5号議案 令和6年3月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・利用権設定）

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第1号

亀岡市指定給水装置工事事業者
指定の告示

令和6年1月19日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和6年1月19日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
334	株式会社スマイリングかめおか	代表取締役 永井 秀和	京都府亀岡市篠町馬堀南垣内21番地37

「揭示済」